

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よりそい

三 代表者の氏名

篠原毅之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷千九百四十八番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす障害者および高齢者に対し、訪問介護、送迎等を行い、障害者および高齢者が自立した生活を過ごせるような福祉社会の増進に寄与することを目的とする。